

第
341
号

READAS

リーダースクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダースクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 5月25日 木曜日

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

Q 会社が負担した源泉所得税

Q: この度、当社に税務署の調査がはいりました。調査によって、昨年度の年末調整の際に計算ミスがあり、社員に対する源泉所得税7万円が徴収不足となっていることが判明しました。すぐに当社は7万円を納付しましたが、経理処理はどのようにすればよいのでしょうか。

A: 7万円の源泉所得税は、本来その社員が給与から差し引いて納付するものです。しかし、給与の支払者は給与を支払う際に所得税の源泉徴収義務があるため、その徴収不足額は、所得税の実際の負担者ではなく、納稅義務者が徴収されます。

ご質問の場合、会社がその社員の負担すべき所得税を立替えて支払ったのですから、納付時に立替金として経理し、以後その社員に支給する給与から差し引いて返済してもらいます。

もし、立替金としてではなく会社の租税公課として損金経理すると、その金額はその社員に対する臨時的な給与となり賞与として取り扱われます。

なお、7万円の源泉所得税に伴って課税される不納付加算税や重加算税の取り扱いについては、会社において租税公課として経理処理しますが、法人税の計算上は損金算入できませんので、法人税の申告書別表四にて加算してください。

